

みんなでささえる 国保会計



～ 国保への加入・脱退の届出についてお知らせします ～

■ 次のようなときは、14日以内に必ず役場の国保窓口へ届け出てください。

	こんなとき	必要なもの
国保に加入する方 もしくは すでに国保に加入している方	1 他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	2 他の市区町村に転出するとき	保険証
	3 職場の健康保険などに入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証 (後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)
	4 職場の健康保険などの被扶養者になったとき	
	5 子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
	6 死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	7 生活保護を開始するとき	保険証、保護開始決定通知書
	8 65歳以上75歳未満で、一定の障がいがあり、申請により後期高齢者医療保険に加入するため、国保を喪失するとき	障害者手帳
	9 町内で住所が変わったとき	保険証
	10 世帯主や氏名が変わったとき	
	11 世帯分離や世帯合併の届出をしたとき	
	12 保険証を失くしたときや、汚れて使えなくなったとき	本人確認ができるもの(使えなくなった保険証や運転免許証、マイナンバーカードなど)
	13 修学のため、他の市区町村に転出するとき	保険証、在学証明書など
他の健康保険に加入している方	1 職場の健康保険の資格が喪失したとき	職場の健康保険の喪失日がわかるもの
	2 職場の健康保険などの被扶養者でなくなったとき※	職場の健康保険の喪失日(被扶養者でなくなった日)がわかるもの
その他	1 生活保護が終了し、国保に加入するとき	保護廃止決定通知書
	2 退職後、他の市区町村から転入し、国保に加入するとき	他の市区町村の転出証明書
	3 外国籍の方が国保に加入するとき	在留カード
	4 外国籍の方が国保を脱退するとき	在留カード、保険証

- ①国保の資格喪失後に、黒潮町国保の保険証を使って医療機関を受診した場合は、保険分の医療費を返還していただく場合があります。また返還分の医療費は、新たに加わった保険者へ請求することができます。
- ②75歳の誕生日を迎え、新たに後期高齢者医療の対象となる方は、国保喪失の届出の必要はありません。
- ③届出が遅くなった場合でも、届出の日からではなく、前の保険の喪失日までさかのぼっての加入となるため、国保税の納付額が思った以上に高額になってしまうこともあります。国保への加入の届出は忘れずをお願いします。
- ④各種手続きの際には、原則、世帯主と対象者の個人番号(マイナンバー)が必要です。マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかるものと本人確認ができるものを提示してください。

※75歳年齢到達により、被用者保険(協会けんぽ、共済保険など)から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である65歳以上の被扶養者の方が新たに国民健康保険に加入する場合、申請により軽減が受けられます。軽減の詳しい内容は国保税担当(本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816)までお問い合わせください。

○お問い合わせ・届出 本 庁 住民課 国保係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112